

第6期大治町障害福祉計画・ 第2期大治町障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

大 治 町

はじめに

近年、わが国では、個人の多様性を認め合い、相互に個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいへの理解や障がいのある人の社会参加を支える取り組みが進められています。

この取り組みを推進していくため、様々なライフステージを通じて切れ目のない支援が地域で受けられるよう、相談支援の充実やサービスの質の向上を図る必要があります。

こうした中、本町におきましても、各関係機関と連携した支援体制の整備、障がい児の健やかな育成に必要な日常生活について支援ができるよう、一人ひとりのニーズに合った障害福祉サービスの充実を更に推進していくことが重要です。

そこで、「大治町障害者計画」の基本理念である「共に生きよう 共に歩もう 笑顔あふれるまち おおはる」を踏まえ、令和5年度までの障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要なサービス見込量を定めた、新たな大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画を策定しました。

この計画を推進していくには、今後もボランティア、地域及び関係者の皆様、行政が一体となって取り組む必要があります。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました関係機関及び障がい者団体の皆様、貴重なご意見をいただきました町民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

大治町長 村上昌生



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 障害福祉計画・障害児福祉計画と障害者計画の関係	3
4 計画の期間	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	5
1 人口の推移	5
2 障害者手帳所持者の状況	6
3 療育・就学等の状況	11
4 雇用・就業の状況	16
5 事業所等アンケート調査結果の概要	19
第3章 計画の考え方	27
1 計画の基本理念	27
2 計画の視点	27
第4章 計画の数値目標	29
1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における数値目標と実績	29
2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標	34
第5章 障害福祉サービス提供の見込量と確保の方策	43
1 障害福祉サービス等の体系図	43
2 障害福祉サービスの見込量	44
3 障がい児支援の見込量	50
4 地域生活支援事業の見込量	53
第6章 計画の推進体制	59
1 計画の推進体制	59
2 計画の進行管理	60
資料編	61

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の障害福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する措置制度から、平成15年4月に自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととしています。そして、障害者総合支援法では共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生に取り組み、社会生活・日常生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

また、「障がいのある人の自立」、「共生社会を目指す方向性」、「発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応」といった観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後における地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど、障がいのある人の生活を市町村で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実が課題となっています。

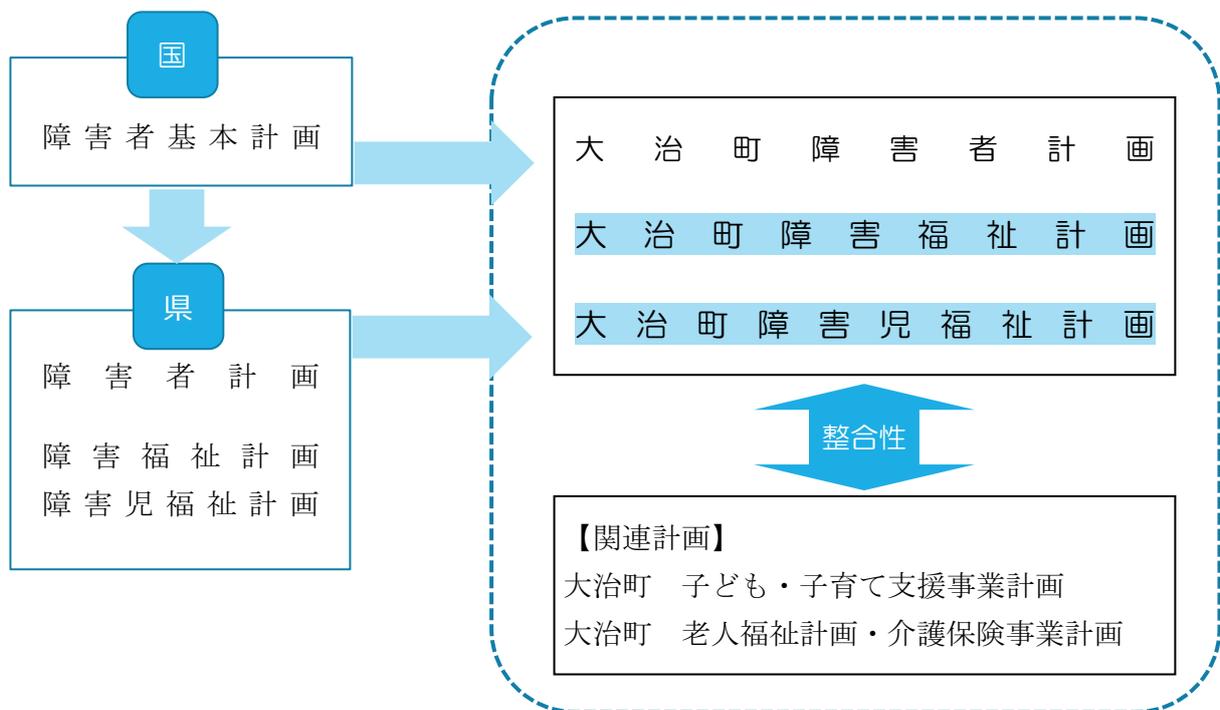
そのため、大治町（以下「本町」という。）では「障害者計画」や「障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を通じて、障害者施策を推進してきましたが、この度「第5期大治町障害福祉計画・第1期大治町障害児福祉計画」の計画期間が終了することから令和3年度から5年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため、本町における現状と障がいのある方や支援者のニーズを踏まえ、「第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための方策を定めるものです。

<町の関連計画との位置づけ>

本町の障がい施策の基本方針である大治町障害者計画や関連計画との整合性を図り策定します。



3 障害福祉計画・障害児福祉計画と障害者計画の関係

	障害福祉計画	障害児福祉計画	障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法 第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	児童福祉法 第33条の20第1項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。	障害者基本法 第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
性 格	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障害児通所支援等の量と提供体制を確保するための計画	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、国、県等の動向やその後の社会情勢の変化に対応するため、期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
障害者計画	障害者計画	障害者計画				

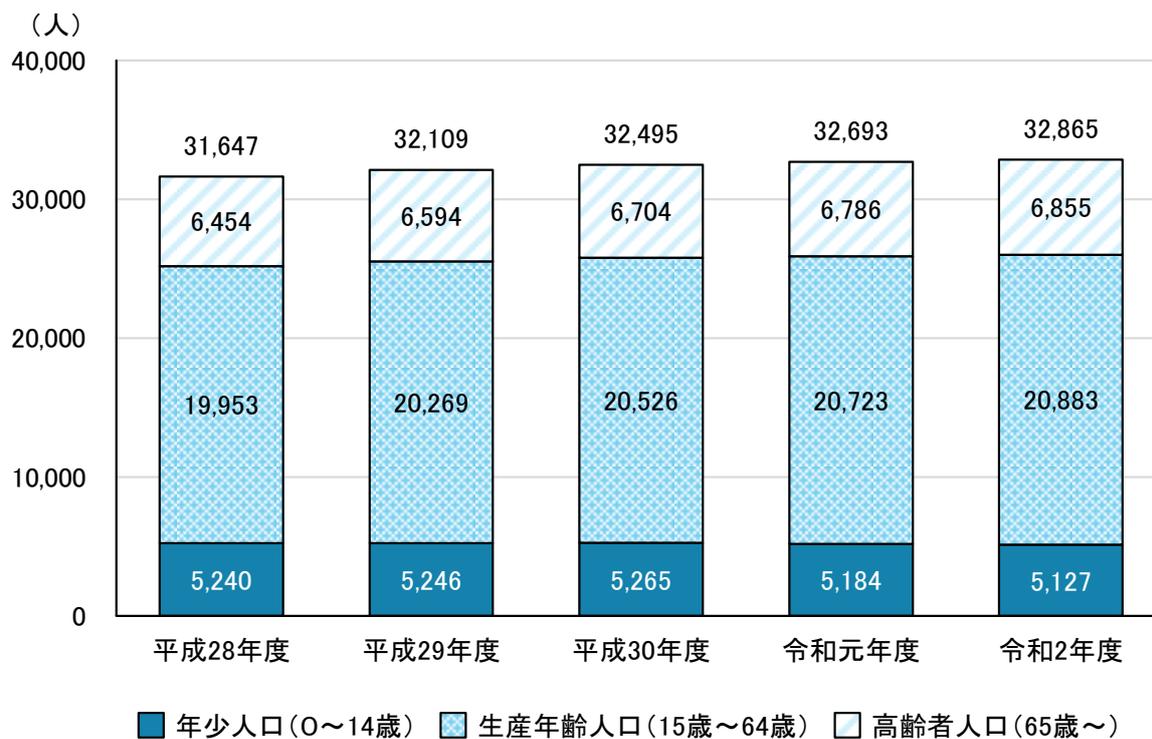
第 2 章 障がいのある人を取り巻く 現状と課題

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 人口の推移

本町の人口は、年々増加傾向にあり、令和2年4月1日現在では、32,865人となっています。年齢3区分別でみると、0～14歳（年少人口）は、令和元年度から減少傾向にあるのに対し、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（高齢者人口）は年々増加傾向にあります。

年齢3区分別 人口の推移



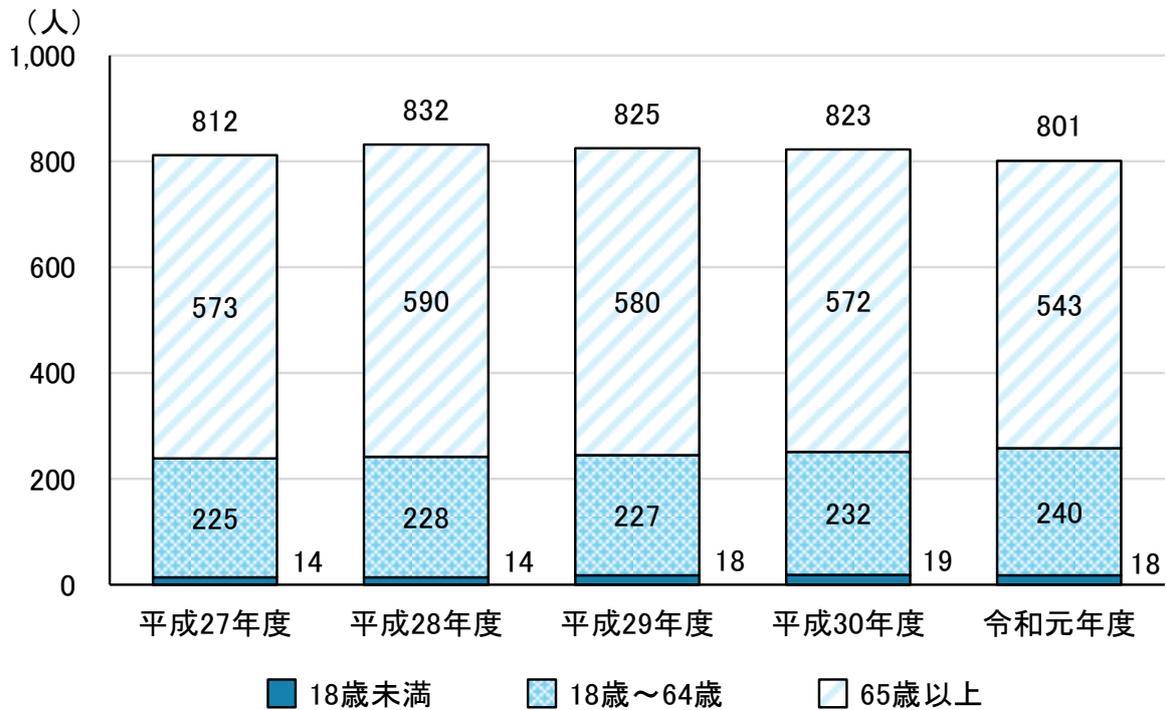
資料：住民課（各年度4月1日現在）

2 障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

令和元年度末現在、町内で身体障害者手帳を所持している人は801人であり、平成27年度からの推移をみると、平成28年度までは増加していましたが、平成29年度以降減少傾向にあります。

年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：民生課（各年度末現在）

令和元年度の障がいの等級別手帳所持者数は、「1級」が253人と最も多く、次いで「3級」が177人、「4級」が166人、「2級」が129人となっており、「1級」と「2級」の重度の人が382人となり全体の約5割（47.7%）を占めています。

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	237	255	259	259	253
2 級	125	128	131	130	129
3 級	183	189	186	184	177
4 級	191	181	173	173	166
5 級	50	50	45	47	47
6 級	26	29	31	30	29
合計	812	832	825	823	801

資料：民生課（各年度末現在）

令和元年度の障がいの種類別手帳所持者数は、「肢体不自由」が435人と最も多く、身体障がい者全体の5割以上（54.3%）を占めており、次いで「内部障がい」が281人、「聴覚・平衡機能障がい」が43人、「視覚障がい」が33人、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が9人の順となっています。

種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

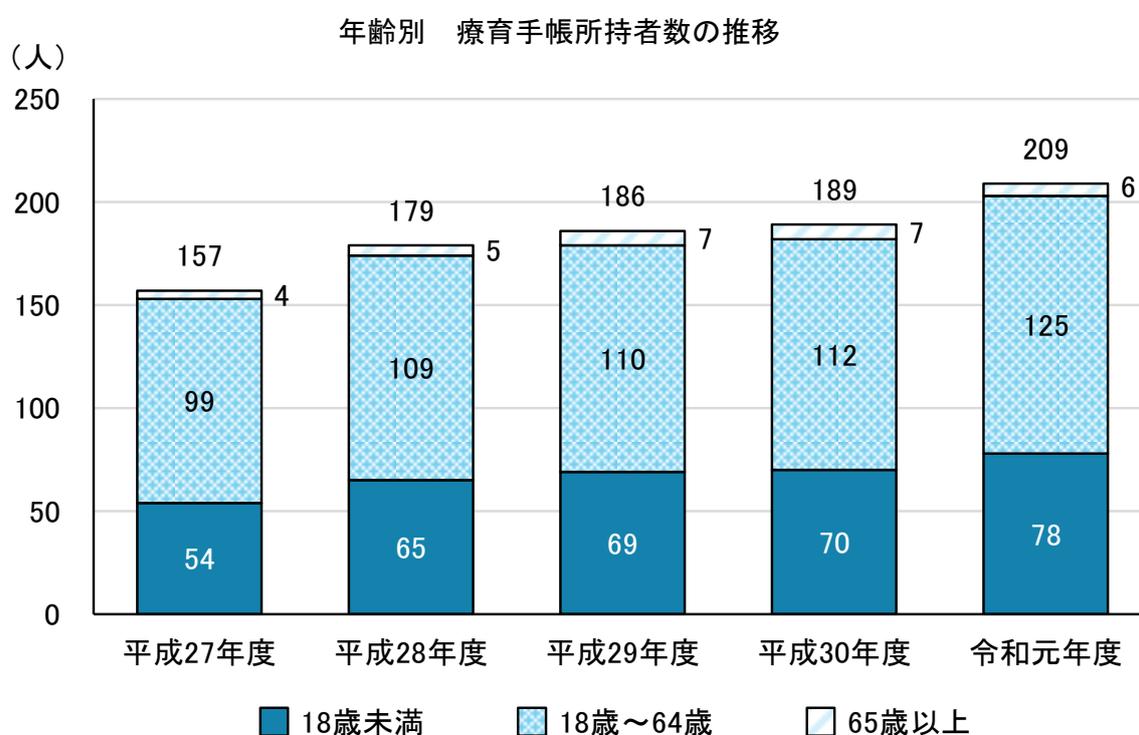
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	34	31	31	29	33
聴覚・平衡機能障がい	36	39	40	41	43
音声・言語・そしゃく機能障がい	11	11	9	8	9
肢体不自由	464	474	466	459	435
内部障がい	267	277	279	286	281
合計	812	832	825	823	801

資料：民生課（各年度末現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

令和元年度末現在、町内で療育手帳を所持している人は209人となっています。平成27年度からの推移をみると増加傾向にあり、令和元年度には200人を上回りました。

障がいの等級別でみると、令和元年度では「A判定」が67人、「B判定」が63人、「C判定」が79人となっています。平成27年度に比べると、令和元年度の「B判定」は約1.3倍、「C判定」は約1.6倍となっています。



資料：民生課（各年度末現在）

等級別 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

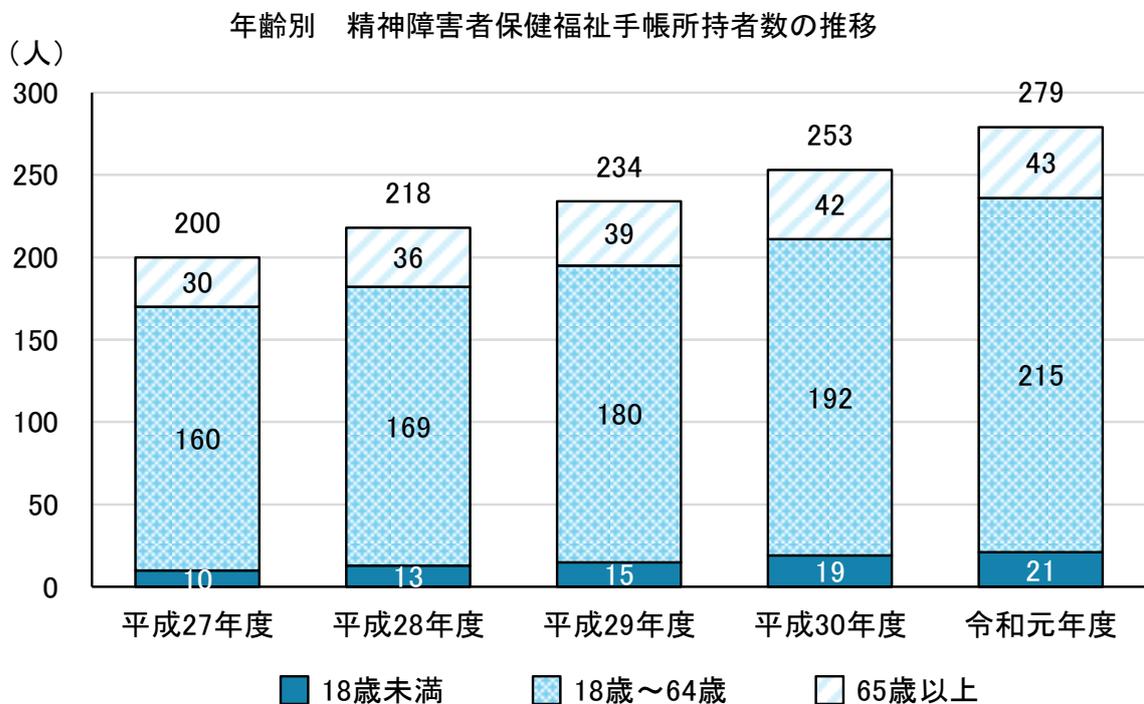
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	62	64	70	67	67
B判定	46	57	55	56	63
C判定	49	58	61	66	79
合計	157	179	186	189	209

資料：民生課（各年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

令和元年度末現在、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は279人となっています。平成27年度からの推移をみると、年々増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者や療育手帳所持者に比べ伸び率が大きくなっています。

障がいの等級別でみると、令和元年度では「1級」が28人、「2級」が187人、「3級」が64人となっており、「2級」が最も多くなっています。平成27年度に比べると、令和元年度の「1級」は約1.6倍、「2級」は約1.3倍、「3級」は約1.5倍となっています。



資料：民生課（各年度末現在）

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	17	23	23	21	28
2級	141	148	163	177	187
3級	42	47	48	55	64
合計	200	218	234	253	279

資料：民生課（各年度末現在）

(4) 難病の方の状況

平成25年度から、難病の方（特定医療費助成制度対象外の疾病を含む。）が障害福祉サービス等の受給対象となりました。その後、順次対象疾病が見直され、令和元年7月1日現在、対象疾病は361となっています。

令和元年度末現在、町内で「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成制度の受給者数は164人となっています。

平成27年度からの推移をみると、平成28年度末に重症度基準が変更したことにより軽度の方が対象から外れたため平成29年度に減少しましたが、平成30年度以降再び増加しています。

特定医療費助成制度の受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給者数	164	175	143	158	164

資料：津島保健所（各年度末現在）

3 療育・就学等の状況

(1) 健診の状況

健診の検査状況をみると、令和元年度の受診者数は、1歳6か月児健診で295人、3歳児健診で307人となっています。

健診の結果、保健指導・支援が必要で保健機関継続支援となった者のうち、子の要因が発達の遅れに該当する者は、令和元年度においては、1歳6か月児で200人（67.8%）、3歳児で61人（19.9%）となっています。

1歳6か月児健診の検査状況の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	353人	349人	354人	357人	315人
受診者数	337人	336人	338人	339人	295人
受診率	95.5%	96.3%	95.5%	95.0%	93.7%

資料：大治町の保健（各年度末現在）

3歳児健診の検査状況の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	339人	350人	347人	382人	321人
受診者数	316人	342人	325人	357人	307人
受診率	93.2%	97.7%	93.7%	93.5%	95.6%

資料：大治町の保健（各年度末現在）

1歳6か月児健診の結果、保健指導・支援が必要で保健機関継続支援となった者の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
子の要因 (発達)	該当者数	179人	183人	174人	203人	200人
	割合	53.1%	54.5%	51.5%	59.9%	67.8%

資料：大治町の保健（各年度末現在）

3歳児健診の結果、保健指導・支援が必要で保健機関継続支援となった者の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
子の要因 (発達)	該当者数	76人	55人	53人	72人	61人
	割合	23.9%	16.1%	16.3%	20.2%	19.9%

資料：大治町の保健（各年度末現在）

（2）早期療育

心身の発達に心配がある満1歳から、小学校就学前までのお子さんに対して集団療育を行うことを目的とした親子通園療育事業「かがやき園」の通園児数は、令和元年度は、10人となっています。

早期療育施設（通園児数）の推移

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
かがやき園	14	12	10	11	10

資料：児童センター（各年度末現在）

(3) 特別支援学校

障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための必要な知識・技能を授けることを目的とした特別支援学校の大治町の在学者数は、令和2年5月1日現在、全体で19人となっています。

特別支援学校の就学状況

(単位：人)

区分	所在地	大治町の在学者数				
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
愛知県立名古屋盲学校	名古屋市千種区	0	0	0	1	1
愛知県立佐織特別支援学校	愛西市		4	2	8	14
愛知県立名古屋特別支援学校	名古屋市西区		0	0	2	2
愛知県立三好特別支援学校	みよし市		0	0	0	0
愛知県立春日台特別支援学校	春日井市	0	0	0	2	2
愛知県立港特別支援学校	名古屋市港区		0	0	0	0
愛知県立一宮聾学校	一宮市	0	0	0	0	0
合計		0	4	2	13	19

資料：学校教育課・各学校（令和2年5月1日現在）

特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

学校名		大治町の在学者数					
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
愛知県立 名古屋盲学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
	小学部	1	0	0	0	0	0
	中学部	0	1	1	1	0	0
	高等部	0	0	0	0	1	1
	計	1	1	1	1	1	1
愛知県立 佐織特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	3	2	1	3	3	4
	中学部	7	8	6	3	2	2
	高等部	19	14	14	14	11	8
	計	29	24	21	20	16	14
愛知県立 名古屋特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	2	1	1	1	0	0
	中学部	0	1	2	2	1	0
	高等部	1	0	0	0	1	2
	計	3	2	3	3	2	2
愛知県立 三好特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	1	1	0	0	0	0
	中学部	0	0	1	1	0	0
	高等部	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	1	0	0
愛知県立 春日台特別支援 学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
	小学部	2	0	0	0	0	0
	中学部	1	2	2	2	0	0
	高等部	0	1	1	0	2	2
	計	3	3	3	2	2	2
愛知県立 港特別支援 学校	幼稚部						
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	1	1	1	0	0
	計	0	1	1	1	0	0
愛知県立 一宮聾学校	幼稚部	0	0	0	0	0	0
	小学部	0	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	1	0	0	0
	計	0	0	1	0	0	0
幼稚部計		0	0	0	0	0	0
小学部計		9	4	2	4	3	4
中学部計		8	12	12	9	3	2
高等部計		20	16	17	15	15	13
合計		37	32	31	28	21	19

資料：学校教育課・各学校（各年度5月1日現在）

(4) 町内の小学校・中学校の特別支援学級

大治町の児童生徒が通う町立小学校、中学校の特別支援学級の在学者数は、合わせて79人となっています。

町立小学校、中学校の特別支援学級の在学者数の推移をみると、平成28年度の51人から令和2年度は28人増の79人となっています。

小学校・中学校の特別支援学級の状況

(単位：校、人)

区分	小学校		中学校	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数
町立	3	70	1	9

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

小学校・中学校の特別支援学級の学年別在学状況

(単位：組、人)

区分	学級数	在学者数									
		小学校						中学校			計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	5	4	5	5	3	2	0	1	2	2	24
自閉情緒	8	8	9	5	9	9	8	2	0	1	51
肢体不自由	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
言語	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	16	12	14	12	12	12	8	3	2	4	79

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

小学校・中学校の特別支援学級在学者数の推移

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	44	48	47	54	70
中学校	7	6	11	10	9
合計	51	54	58	64	79

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

4 雇用・就業の状況

津島公共職業安定所管内における障がいのある人の雇用の状況は、令和元年6月1日現在、2.02%の実雇用率となっており、雇用率未達成企業の割合は、51.6%となっています。

全国や愛知県と比較すると、津島公共職業安定所管内での実雇用率は全国よりも低く、愛知県と同じ割合となっています。

従業員数の規模別にみると、規模が大きくなるにつれ実雇用率が高くなる傾向にあります。

一般企業における障がいのある人の雇用の状況

(単位：%)

従業員数	津島公共職業安定所管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
45.5～99人	1.53	50.0	1.51	55.8	1.17	54.5
100～299人	1.91	51.7	1.77	50.7	1.97	47.9
300～499人	1.85	62.5	1.98	55.7	1.98	56.1
500～999人	2.22	60.0	2.00	59.3	2.11	56.1
1,000人以上	4.09	0.0	2.29	45.2	2.31	45.4
合計	2.02	51.6	2.02	53.8	2.11	52.0

資料：津島公共職業安定所（令和元年6月1日現在）

令和元年度の津島公共職業安定所管内の新規求職申込者数は547人、就職件数は285件で、就職率は52%にとどまっています。

津島公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況の推移

(単位：人)

区分	平成 27 年度				平成 28 年度			
	身体	知的	精神	計	身体	知的	精神	計
有効求職数※	251	127	363	741	237	124	378	739
新規求職申込者	154	82	254	490	129	72	233	434
就職件数	66	68	148	282	72	53	156	281
就職率※				58%				65%
区分	平成 29 年度				平成 30 年度			
	身体	知的	精神	計	身体	知的	精神	計
有効求職数	204	106	403	713	240	95	440	775
新規求職申込者	112	60	267	439	145	60	291	496
就職件数	61	40	137	238	50	48	139	237
就職率				54%				48%
区分	令和元年度							
	身体	知的	精神	計				
有効求職数	230	96	507	833				
新規求職申込者	122	63	362	547				
就職件数	52	39	194	285				
就職率				52%				

資料：津島公共職業安定所（各年度末現在）

※有効求職数：公共職業安定所に登録されている求職者数

※就職率：就職件数÷新規求職申込者

令和2年5月31日現在の津島公共職業安定所管内の障がいのある人の登録者数は、身体障がい者が241人、知的障がい者が81人、精神障がい者が528人となっており、発達障がい者等を合わせた人数は905人となっています。

障がい部位別の津島公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況

区分		身体障がい者								知的障がい者	精神障がい者	発達障がい者	難病	高次脳機能	その他	合計
		視覚	聴覚・言語	上肢	下肢	体幹	脳病変	内部疾患	小計							
登録者数	人	16	23	42	47	29	3	81	241	81	528	13	20	0	22	905
	%	1.8	2.5	4.6	5.2	3.2	0.3	9.0	26.6	9.0	58.4	1.4	2.2	0	2.4	100.0

資料：津島公共職業安定所（令和2年5月31日現在）

5 事業所等アンケート調査結果の概要

計画の策定にあたり、アンケート調査を実施しました。対象の町内のサービス事業所24事業所のうち22事業所から、障がい者団体の2団体から回答があり、現状を把握するとともに、今後のサービス見込量を算出する基礎資料としました。

(1) 事業所アンケート調査結果

事業所種別内訳			
居宅介護	2 か所	短期入所	1 か所
重度訪問介護	2 か所	共同生活援助	3 か所
同行援護	2 か所	相談支援	1 か所
生活介護	2 か所	児童発達支援	3 か所
就労継続支援 A 型	4 か所	放課後等デイサービス	7 か所
就労継続支援 B 型	3 か所	障害児相談支援	1 か所

※一つの事業所で複数のサービスを実施している場合があるため、合計は22か所になりません。

①今後のサービスについて

今後の町内のサービスの提供については、以下のような予定数の結果となりました。

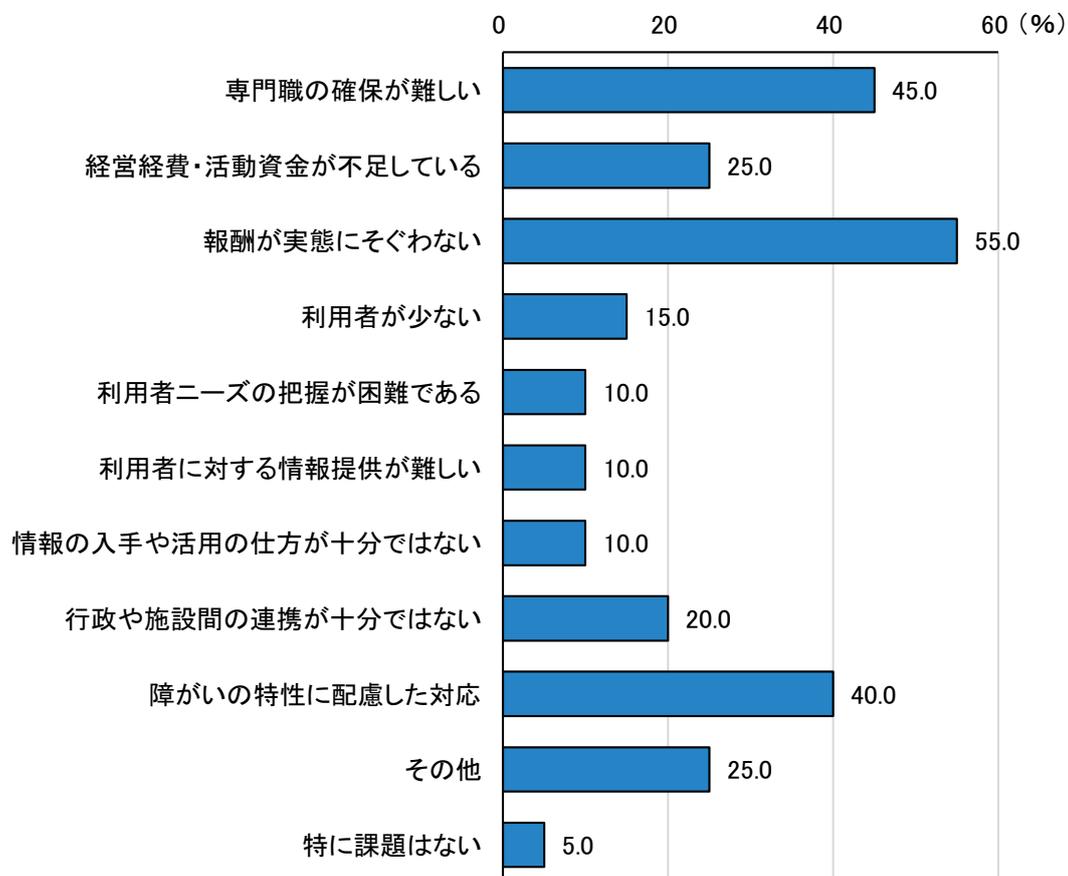
(単位：1月あたり)

全事業所		単位	実績	実績見込み	見込み		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅介護	か所	2	2	2	2	2
		人	25	25	28	28	30
	重度訪問介護	か所	2	2	2	2	2
		人	1	1	2	2	2
	同行援護	か所	2	2	2	2	2
		人	4	4	4	4	4
短期入所(ショートステイ)	か所	1	1	1	1	1	
	人	30	30	30	30	30	
生活介護	か所	2	2	3	3	3	
	人	24	25	32	32	32	
訓練等給付	就労継続支援 A 型	か所	4	4	4	5	5
		人	495	501	501	515	515
	就労継続支援 B 型	か所	3	3	5	6	6
		人	287	287	315	335	335
	共同生活援助(グループホーム)	か所	7	7	7	8	9
		人	59	68	82	103	123

全事業所		単位	実績	実績 見込み	見込み		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援	障害児相談支援	か所	1	1	1	1	1
		人	17	15	14	13	13
	計画相談支援	か所	1	1	1	1	1
		人	70	75	76	77	77
障害児 通所支援	児童発達支援	か所	3	3	4	4	4
		人	85	85	105	110	110
	放課後等デイサービス	か所	7	7	8	8	8
		人	367	364	374	376	367
地域生活 支援事業	移動支援事業	か所	1	1	1	1	1
		人	10	10	10	10	10

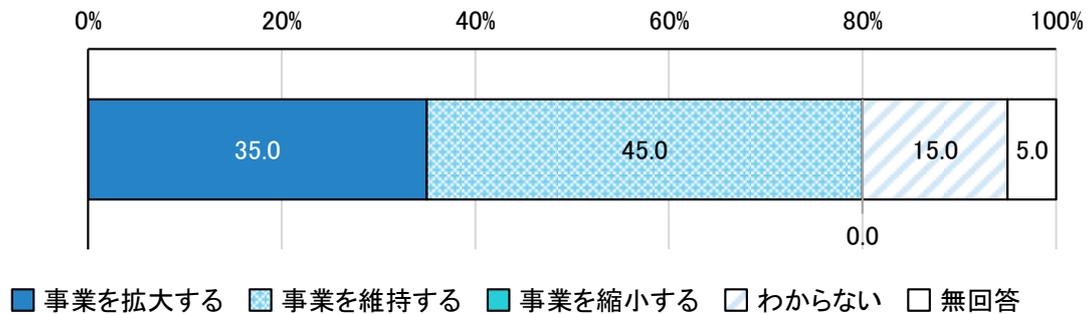
②サービスを実施する上での課題

サービスを実施する上での課題については、「報酬が実態にそぐわない」が55.0%と最も多く、次いで「専門職の確保が難しい」が45.0%となっています。



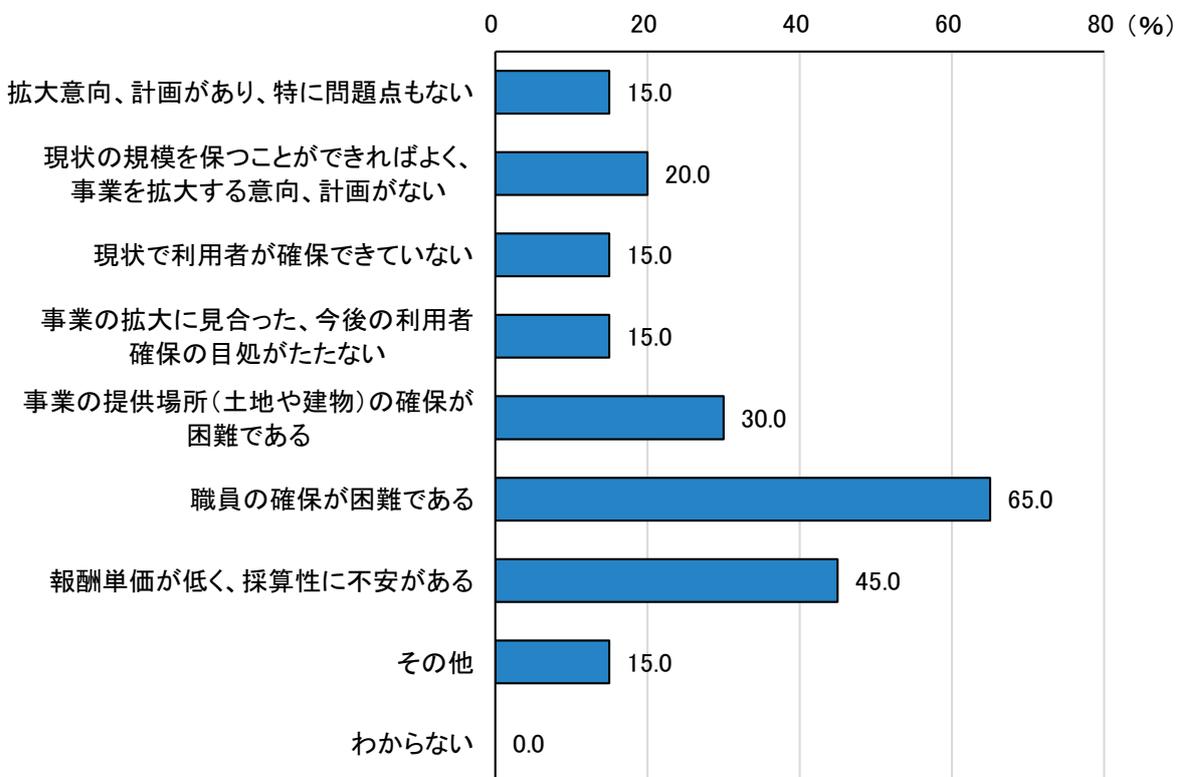
③今後の事業展開について

今後の事業展開については、「事業を維持する」が45.0%と最も多く、次いで「事業を拡大する」が35.0%となっています。



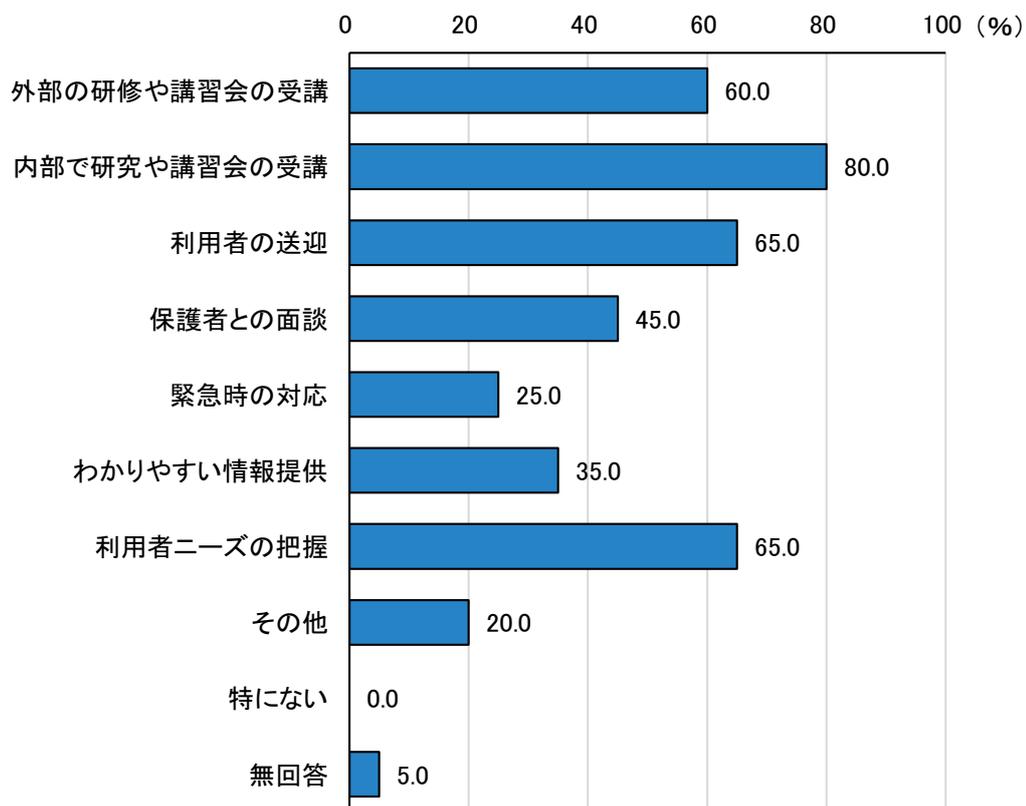
④定員の増員や新規参入を計画・実行する上での課題

定員の増員や新規参入を計画・実行する上での課題については、「職員の確保が困難である」が65.0%と最も多く、次いで「報酬単価が低く、採算性に不安がある」が45.0%となっています。



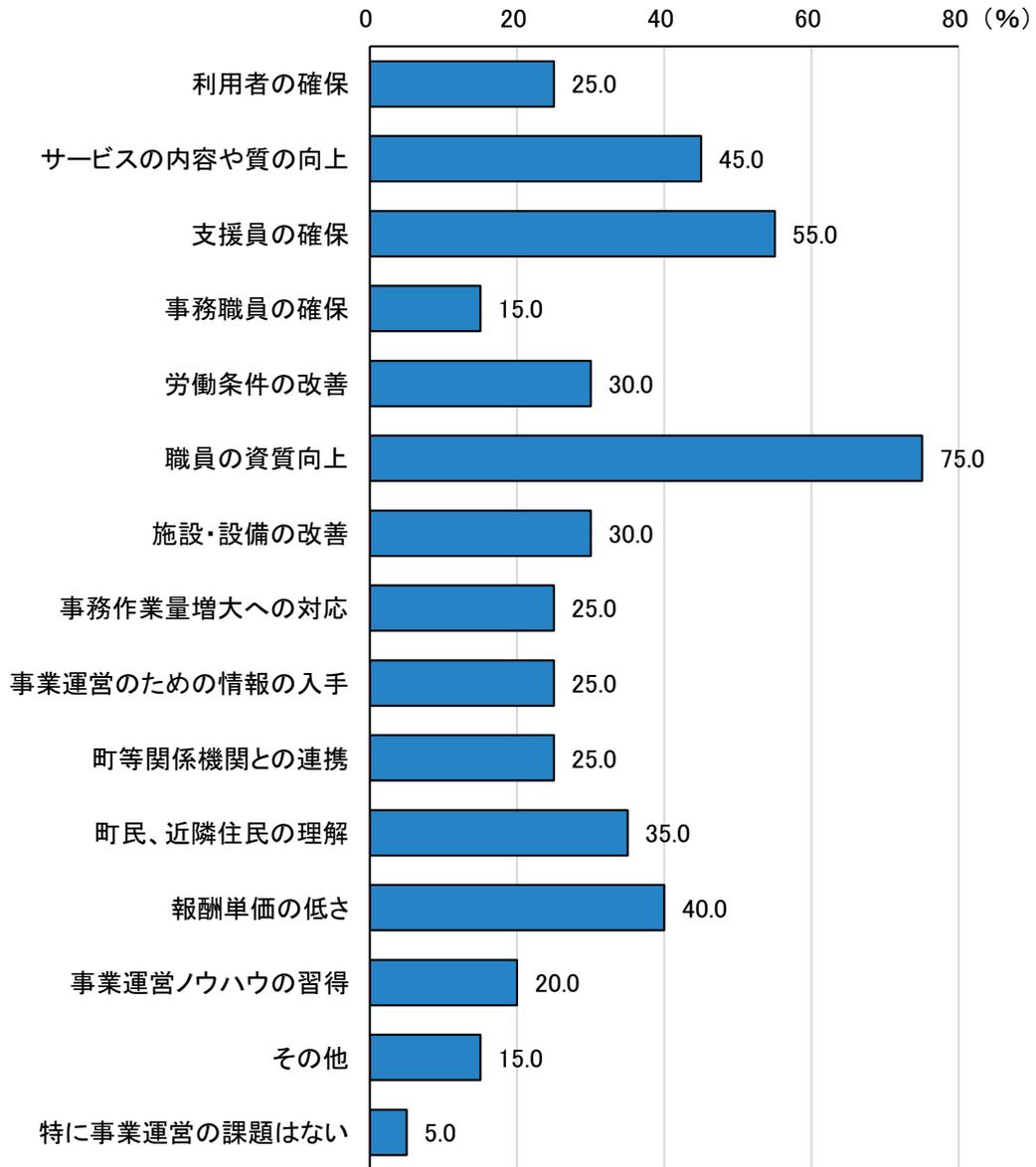
⑤サービスの質を向上するために取り組んでいること

サービスの質を向上するために取り組んでいることについては、「内部で研究や講習会の受講」が80.0%と最も多く、次いで「利用者の送迎」、「利用者ニーズの把握」が65.0%となっています。



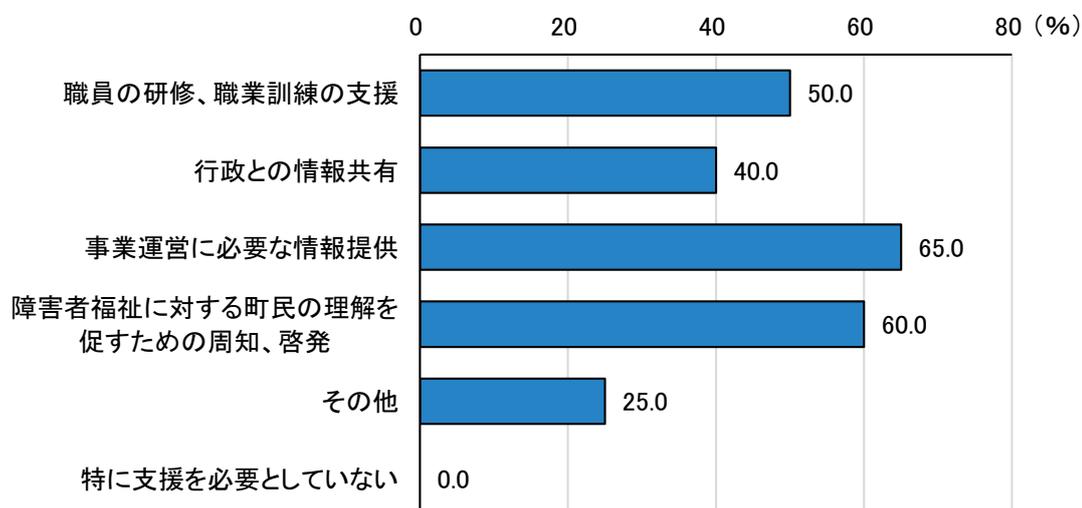
⑥円滑な事業運営のために改善したい運営上の課題

円滑な事業運営のために改善したい運営上の課題については、「職員の資質向上」が75.0%と最も多く、次いで「支援員の確保」が55.0%となっています。



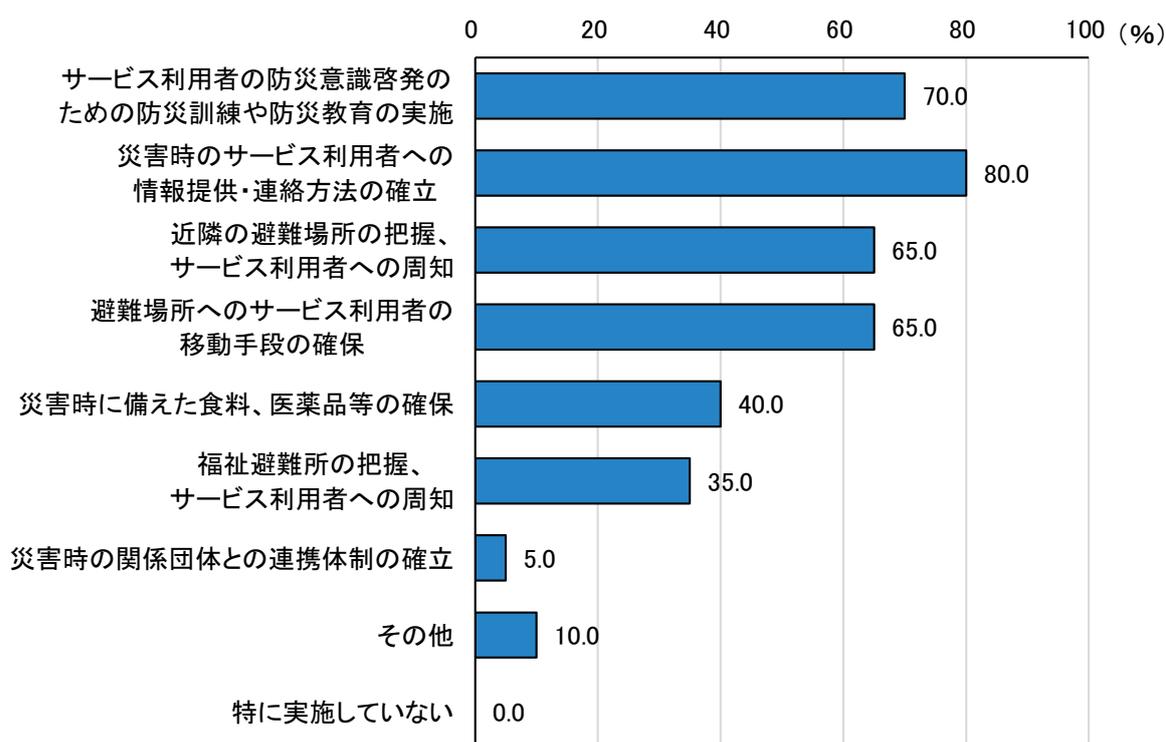
⑦今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関から必要な支援

今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関から必要な支援については、「事業運営に必要な情報提供」が65.0%と最も多く、次いで「障害者福祉に対する町民の理解を促すための周知、啓発」が60.0%となっています。



⑧独自の防災対策の実施内容

独自の防災対策の実施内容については、「災害時のサービス利用者への情報提供・連絡方法の確立」が80.0%と最も多く、次いで「サービス利用者の防災意識啓発のための防災訓練や防災教育の実施」が70.0%となっています。



(2) 団体アンケート調査結果

団体名称	
大治町障害者福祉協会	大治町障害児(者)を持つ親の会
意見まとめ	
<p>○障がいのある方の就労促進について</p> <p>〈意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口が少なく、他の市町村を利用しないといけない場合がある。 <p>〈町としての課題及び今後の取組〉</p> <p>町内には現在、相談支援事業所は1か所しかないため、相談支援専門員の充実を図るとともに、近隣の相談支援事業所と連携を図っていきます。</p> <p>○障がいのある方の療育や教育について</p> <p>〈意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育、福祉、医療の連携、生まれてから様々なステージにおけるあらゆる場面での支援が全ての人に受けられるように、社会の中に障がいのある方がいて、当たり前の中になるとよい。 <p>〈町としての課題及び今後の取組〉</p> <p>近年、障害の早期発見、早期療育に加え、就園、就学、学齢期以降の様々なライフステージへの「つなぎ」の強化の重要性が指摘されています。今後、保健センター、保育園、幼稚園、学校、医療機関、相談支援事業所、各事業所等と情報共有を行い、連携した支援により早期療育を受け、就園、就学、就業等への移行をスムーズに行うことで社会参加につなげていきます。</p> <p>○成年後見制度について</p> <p>〈意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について必要な制度だとは思いますが詳しいことがわからない。 ・海部地域に成年後見センターがあるといい。 <p>〈町としての課題及び今後の取組〉</p> <p>制度自体を知らない、手続きをどう行ったらいいかわからないなどの理由から成年後見制度の利用が進んでいないと思われます。今後、成年後見センターの必要性についても司法関係者、医療機関、福祉関係者等で検討を重ね、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する周知、広報なども行っていきます。</p> <p>○将来不安に感じていること</p> <p>〈意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における重度の障がい者の対応、呼吸器の自家発電機などの補助があるといい。 <p>〈町としての課題及び今後の取組〉</p> <p>日常生活で自立した生活を送るため、様々な用具を給付していますが、今後は対象となる用具の見直しを必要に応じて行っていきます。</p>	

第 3 章 計画の考え方

第3章 計画の考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、「大治町障害者計画」の基本理念である、「共に生きよう 共に歩もう 笑顔あふれるまち おおはる」を踏まえて計画を推進します。

共に生きよう 共に歩もう
笑顔あふれるまち おおはる

2 計画の視点

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めていきます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいのある方が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい種別によらない一元的なサービスを実施します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、関係機関と連携し、地域生活支援の拠点づくりなどサービス提供体制の整備を進め、地域生活への移行を図っていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者が様々なライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、保健、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成のため、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障害児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できるよう児童発達支援センターの整備等の体制づくりを進めていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がいの重度化・障がいのある方の高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せて専門性を高めるための研修の実施、事業所間の連携推進を図っていきます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある方でも、地域の行事や活動に関わっていく必要性から、サークル活動やボランティア活動など、様々な情報提供に努めます。

第4章 計画の数値目標

第4章 計画の数値目標

1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における数値目標と実績

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画では本町の実情を勘案し、成果目標を設定しました。それらの達成状況等について以下に示します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

項目	目標値	実績	備考
施設入所者数	—	10人	平成28年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (10%)	0人	平成28年度末の施設入所者数10人のうち、令和元年度末時点で施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減数	1人 (10%)	1人 (10%)	令和元年度末時点での削減数

平成28年度末の施設入所者数10人のうち、1人(10%)が地域での生活に移行するという目標設定に対し、実績は0人(0%)となりました。

これは、現在入所している方は施設での生活が必要であり、障がいの状況等から地域での生活が困難であると見込まれるため地域生活への移行は難しい状況となっています。

また、令和元年度末時点の削減数は1人となっておりますが、平成28年度末時点の施設入所者数から1人死亡のため減少しています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針

①令和2年度末までに、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。)

目標年度	項目	目標	実績	備考
令和2年度 (2020年度)末	協議の場の設置	1か所 (圏域)	1か所 (海部東部地域)	令和2年度末までに、圏域に少なくとも1つを設置することを基本とする。

海部東部障害者総合支援協議会の部会において、保健、医療、福祉関係者による協議の場が設置されており、精神障がいを含め地域における障がい者を支援するに際し、関係団体・機関が課題の認識を共有し、相互の連携強化を図っています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針

①令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

目標年度	項目	目標値	実績	備考
令和2年度 (2020年度)末	地域生活支援拠点等	1か所	1か所	令和2年度末までに海部東部地域(大治町、あま市)で一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備については、令和2年4月から海部東部地域で整備できている状態です。

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ①令和2年度中に、一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- ②令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。
- ③令和2年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。
- ④各年度の就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績	備考
平成28年度の一般就労移行者数	—	2人	平成28年度の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
令和2年度の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	6人 (3.0倍)	令和元年度の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和2年度中に一般就労に3人移行するという目標設定に対し、令和元年度実績は6人となっています。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	備考
平成28年度の就労移行支援事業の利用者数	—	3人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	4人	4人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用した人数

就労移行支援事業の利用者については、令和2年度末に4人とする目標設定に対し、令和元年度実績は4人となっています。

③就労移行支援事業所の就労移行率

計画策定時、町内に事業所がなかったため、目標は設定しませんでした。

④就労定着支援の職場定着率

項目	目標値	実績	備考
令和2年度末の支援開始1年後の職場定着率	8割	10割	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上

就労定着支援事業では就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割と目標設定し、令和元年度実績では、1人の利用者があり、1年以上利用しているため、職場定着率は10割となっています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ①令和2年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備することを基本とする。
- ②令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とする。
- ④平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

項目	目標	実績	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	0か所 [※]	令和2年度末までに、児童発達支援センターを圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
保育所等訪問支援	1か所	0か所 [※]	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備する。
児童発達支援事業所の確保	1か所	1か所	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を令和2年度末までに、圏域に少なくとも一つを確保することを基本とする。
放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1か所	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を令和2年度末までに、圏域に少なくとも一つを確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所	2か所	平成30年度末までに、海部東部地域(大治町、あま市)で関係機関の協議の場を設置することを基本とする。

※令和3年度開所予定

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所は圏域内(愛西市)で1か所確保されています。

医療的ケア児支援のための協議の場は、町の療育支援会議や、海部東部障害者総合支援協議会の部会で協議の場を設置しています。

2 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の数値目標

本計画では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本町の実情を踏まえた数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針

- ①令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

《本町の考え方》

項目	目標値	実績	備考
施設入所者数	—	9人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (12%)	—	令和元年度末時点の施設入所者数9人のうち、令和5年度末において12%(1人)以上の人を地域生活に移行する。
削減数	1人 (12%)	—	令和5年度末時点での削減数

令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数9人のうち、1人(12%)が地域での生活に移行することを目標とします。

また、令和5年度末時点の施設入所者数は、令和元年度末の施設入所者9人から1人(12%)減少することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
④精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

《本町の考え方》

取組事項	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	1回	1回	1回
協議の場への関係者の参加者数	7人	7人	7人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助	9人	10人	11人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	1人
地域移行に伴う基盤整備量 (利用者数)	—	—	8人 〔65歳未満4人〕 〔65歳以上4人〕

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数及び評価の実施回数は年1回以上を目標とし、協議の場への関係者の参加者数は各年度7人の参加を目標とします。協議の場において福祉の課題や今後の目標について議論、検討する中で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

また、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量については、県の調整のもと利用者数を65歳未満4人、65歳以上4人の計8人に設定しています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針

- ①令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

《本町の考え方》

地域生活支援拠点等については、令和2年4月に海部東部地域で整備済みであり、令和5年度末までに、その機能の充実を図るため、海部東部障害者総合支援協議会で今後は年1回以上運用状況を検証及び検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針

- ①令和5年度中に、一般就労移行者数を令和元年度実績の1.27倍とすることを基本とする。
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍とすることを基本とする。
 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍とすることを基本とする。
 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍とすることを基本とする。
- ②令和5年度末における一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者が7割以上とすることを基本とする。
- ③令和5年度末における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所が7割以上とすることを基本とする。

《本町の考え方》

①福祉施設から一般就労への移行

項目	令和元年度 実績	令和5年度 目標値	備考
一般就労移行者数	6人	9人	福祉施設を退所して令和5年度に一般就労する人数
就労移行支援事業の一般就労移行者数	5人	7人	就労移行支援事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	2人	就労継続支援A型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人	0人	就労継続支援B型事業を利用して令和5年度に一般就労する人数

令和5年度中に9人が一般就労に移行することを目標とします。

また、サービス種別ごとでは、就労移行支援事業からは7人、就労継続支援事業（A型）からは2人、就労継続支援事業（B型）からは0人と設定します。

②就労定着支援事業の利用者数

令和5年度中に一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援事業所の就労定着率

町内に就労定着支援事業所がないため、数値目標は設定しておりません。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

《本町の考え方》

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。
保育所等訪問支援	1か所	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を1か所以上利用できる体制を構築する。

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援を町内で1か所整備することを目標とします。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を利用できる体制については、圏域での確保を継続していきます。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても継続して実施していきます。

(6) 発達障がい者等に対する支援

国の指針	
①	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
②	ペアレントメンターの人数 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
③	ピアサポートの活動への参加人数 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

項目	実施内容
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。
ペアレントメンターの養成等	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験した保護者が同じような発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポートの活動の推進	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。

《本町の考え方》

取組事項	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	2人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	2人

令和5年度中に保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるよう、関係機関と連携しペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施し、2人の受講を目標とします。また、ペアレントメンター（相談者）の配置を令和5年度中に1人養成し、子育ての悩み等に対して助言を行うなど、情報交換が出来るような環境づくりに努めます。ピアサポートの活動については、当事者が気軽に集える場の提供に努め、令和5年度中に2人の参加を目標とします。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針	
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表1の9の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	
(別表1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組)	
総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

《本町の考え方》

相談支援体制の充実・強化のための取組

取組事項	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	無	無	有
専門的な指導・助言	3件	3件	3件
人材育成の支援	1件	1件	1件
連携強化の取組	3回	3回	3回

総合的・専門的な相談支援の実施については、身近な地域の相談支援事業所で対応できない困難な事例への対応など、地域における様々な相談等の業務を総合的に行う相談支援体制を令和5年度までに整備することを目標とします。

専門的な指導・助言については、地域の相談支援事業所に定期的に訪問し、指導、助言を行っていきます。

人材育成の支援については、相談支援従事者初任者研修を受講した方に対して、サービス等利用計画の点検・評価などの支援を実施していきます。

連携強化の取組については、地域の相談支援事業所と定期的に勉強会を実施していきます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針

令和5年度末までに、別表1の10の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

(別表1の10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

《本町の考え方》

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

取組事項	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有 (1回)

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ各年度1人が参加することを目標とします。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、事業所や関係自治体との連携を令和5年度に実施することを目標とします。

第 5 章 障害福祉サービス提供の 見込量と確保の方策

第5章 障害福祉サービス提供の見込量と確保の方策

1 障害福祉サービス等の体系図

給付の種類	サービス区分		サービスの種類
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
			療養介護
			生活介護
			短期入所
			施設入所支援
			自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）		
	訓練等給付	就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	
		就労定着支援	
自立生活援助			
相談支援	共同生活援助（グループホーム）		
	計画相談支援		
	地域移行支援		
自立支援医療費 補装具費	地域定着支援		
	自立支援医療		
児童福祉法に基づく給付 (障がい児支援)			補装具の給付
			児童発達支援
			医療型児童発達支援
			居宅訪問型児童発達支援
			放課後等デイサービス
			保育所等訪問支援
			障害児相談支援
	地域生活 支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業
			相談支援事業
成年後見制度利用支援事業			
成年後見制度法人後見支援事業			
意思疎通支援事業			
日常生活用具給付等事業			
手話奉仕員養成研修事業			
任意事業		移動支援事業	
		地域活動支援センター事業	
		訪問入浴サービス事業	
		日中一時支援事業	
		自動車改造助成事業	
		自動車運転免許取得助成事業	

2 障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

(1) 訪問系サービス

障がい者の増加により訪問系サービスの利用時間は年々増加しています。障がい者が在宅での生活を継続できるよう、サービスの必要な方が必要なときに利用できるよう、訪問系サービスの提供体制のさらなる充実を図る必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がい、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象で、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

■利用実績と必要見込量

(単位：1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	人	31	36	35	37	39	41
	時間	545	676	712	740	780	820

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 今まで利用されていた人の利用だけでなく、新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できるよう努めます。
- ❖ 障がい者が地域で安心して生活できるようサービスの適切な利用を促進します。
- ❖ 県で実施される研修等の情報提供を積極的に行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がいのある人の社会的な自立を推進するための障がい者の就労、自立を促す重要なサービスです。就労継続支援のニーズは高く、サービス提供体制の整備を図るとともに、職場への定着を図るきめ細やかな支援に努めるなど就労の場の確保に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

■利用実績と必要見込量

(単位：1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	34	36	35	36	37	38
	人日	684	715	710	720	740	760
自立訓練 (機能訓練)	人	1	0	1	1	1	1
	人日	1	0	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人	1	2	1	1	2	2
	人日	13	14	1	7	14	14
就労移行支援	人	5	6	4	5	6	7
	人日	93	102	76	90	108	126
就労継続支援 (A型)	人	30	39	44	46	50	54
	人日	586	745	868	920	1,000	1,080
就労継続支援 (B型)	人	38	44	54	56	60	64
	人日	659	783	992	1,008	1,080	1,152
就労定着支援	人	1	3	5	5	7	9
短期入所 (福祉型)	人	14	14	11	13	14	15
	人日	63	63	68	65	70	75
短期入所 (医療型)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	1	1	1	1	1	1
療養介護	人	2	3	3	3	3	3

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 日中活動系サービスの適切な利用を図り、施設入所者の地域生活への移行を促します。
- ❖ 障がい福祉マップなどを活用し、町内や近隣市町村事業所の情報提供に努めます。
- ❖ 障害者就業・生活支援センターや就労系事業所と連携し、障がいのある人の雇用機会の推進に努めます。
- ❖ ニーズに合わせた見込量の確保のため、町内に限らず近隣市町村のサービス提供事業所と連携していきます。

(3) 居住系サービス

施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、サービス提供基盤のさらなる確保が必要です。

また、親亡き後の支援としてグループホームのニーズは高く、施設の整備に際しては、地域住民の理解が得られるよう、引き続き広報・啓発活動を行い、地域住民の理解を深めていく必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がいのある人に、生活や健康などに問題がないか、定期的な巡回訪問をして、必要な助言などの支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

■利用実績と必要見込量

(単位：1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助（グループホーム）	人	25	32	40	42	46	50
施設入所支援	人	9	9	10	10	10	9

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指します。
- ❖ ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。
- ❖ 施設入所支援については、審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスですが、人材不足等のため、十分その機能が果たせていないのが実情です。

今後は、行政や指定相談支援事業者等による相談支援体制の中で、当該サービスを必要とする人（自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な人など）を適切に把握し、サービスを提供していくことが課題です。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

■利用実績と必要見込量

(単位：1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	31	39	44	50	56	62
地域移行支援	人	1	1	0	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者を活用します。
- ❖ 相談支援専門員の資質向上や増員に努めるとともに、制度の改正に伴う新たなニーズや困難事例に対応できる専門的な相談支援体制の整備を目指します。
- ❖ 相談支援事業所の確保及び従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。

3 障がい児支援の見込量

障がい児の通所支援、医療的ケア児に対する支援の充実、子ども・子育て支援の推進に向けて、必要となる障害児福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

(1) 障害児福祉サービスの見込量

発達障がいをはじめとした支援の必要な児童に対応するため、障がい児一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努める必要があります。児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などの利用が増加している現状を踏まえ、障害児支援事業のサービスの量を見込み、計画的な整備を行っていく必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■利用実績と必要見込量

(単位：1月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	21	17	18	20	22	24
	人日	209	168	219	220	242	264
医療型児童発達支援	人	2	2	3	3	3	3
	人日	13	13	11	18	18	18
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人	47	61	62	65	68	71
	人日	616	835	864	910	952	994
保育所等訪問支援	人	1	0	0	1	1	1
	人日	2	0	0	2	2	2
障害児相談支援	人	10	15	18	21	24	27

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 障がい児支援のニーズは高く、今後も児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供体制の確保に努めます。
- ❖ 関係機関との連携を図り、サービス提供体制の整備、資質向上に努めます。
- ❖ 障害児福祉サービス等を利用するために必要な障がい児相談支援を速やかに利用できるよう、相談支援事業所に対して、引き続き、相談支援専門員の人員確保について働きかけていきます。

(2) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

■利用実績と必要見込量

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	4	5	6	7	8

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターをさらに充実できるよう努めます。

(3) 障がい児の子ども・子育て支援

国の指針では、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障がいのある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援の利用ニーズを把握するとともに、それを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることとされています。

■利用実績と必要見込量

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	11	9	7	11	11	11
認定こども園	人	5	5	7	7	7	7
放課後児童健全育成事業	人	3	1	3	3	3	3

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- ❖ 子ども・子育て支援の利用ニーズを把握しながら、関係機関と連携を図り提供体制の整備に努めます。

4 地域生活支援事業の見込量

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

(1) 必須事業

■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

■利用実績と必要見込量

(単位：年間)

サービス名		単位	実績		実績見込み	見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業※		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
	自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業		人	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	2	2	1	1	1	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	1	0	2	1	1	1
	自立生活支援用具	件	4	5	1	3	3	3
	在宅療養等支援用具	件	1	1	2	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	0	3	0	1	1	1
	排泄管理支援用具	件	517	508	536	548	560	572
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	1	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		修了者数(人)	5	2	0	2	2	2
移動支援事業		人	26	26	18	23	25	27
		延時間	2,287	2,548	1,622	2,116	2,300	2,484
地域活動支援センター事業		実施見込か所数	14	12	6	7	8	9
		人	21	23	15	19	21	23
		延日数	1,961	1,961	1,397	1,710	1,890	2,070

※自発的活動支援事業については、町単独では実施していませんが、引き続き海部東部障害者総合支援協議会において類似の事業を実施していきます。

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

【相談支援事業】

- ❖ 気軽に相談できる体制を目指します。
- ❖ ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、障害者総合支援協議会の機能を充実します。
- ❖ 障害者総合支援協議会などを活用し、成年後見制度の利用促進や虐待防止などの取組を推進します。
- ❖ 障がいのある人の様々な相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行います。

【意思疎通支援事業】

- ❖ 障がいのある人に対し、意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ❖ 催し物やイベントにおいて、手話通訳者や手話奉仕員及び要約筆記者や要約筆記奉仕員の参加について働きかけます。

【日常生活用具給付等事業】

- ❖ 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

【移動支援事業】

- ❖ 移動支援のサービスを給付することにより、社会参加への支援をします。
- ❖ 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- ❖ サービス提供事業者に対し、必要とされる移動手段や支援方法などの情報を提供し、サービスを提供する事業者の拡充に努めます。
- ❖ 利用者のニーズを把握し、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。

【地域活動支援センター事業】

- ❖ 地域活動支援センターの活動が活発に行われるよう、必要な情報提供や助言を行います。
- ❖ 障がい者の自立と社会参加を支援するため、地域活動支援センターの利用促進を図ります。

(2) 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業等を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	日中における活動の場を提供し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、障がいのある人の自立及び社会参加の促進を図ります。
自動車改造助成事業	身体に障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加を促します。
自動車運転免許取得助成事業	身体に障がいのある人が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成します。

■利用実績と必要見込量

(単位：年間)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	2	2	2	2	2	2
	延日数	97	97	100	200	200	300
日中一時支援事業	人	25	30	22	26	28	30
	延日数	1,517	1,535	1,257	1,456	1,568	1,680
自動車改造助成事業	件	1	2	0	1	1	1
自動車運転免許取得助成事業	人	0	0	0	1	1	1

■サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

【訪問入浴サービス事業】

- ❖ 利用者増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。
- ❖ 障がい者のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。

【日中一時支援事業】

- ❖ 介護者の負担を軽減するため、日中一時支援の利用を促進します。
- ❖ 障がいのある子どもたちに放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、障がいのある子どもを持つ親の就労支援や介助負担の軽減に努めます。

【自動車改造助成事業】

- ❖ 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

【自動車運転免許取得助成事業】

- ❖ 自動車運転免許取得費の補助制度の周知を図ります。

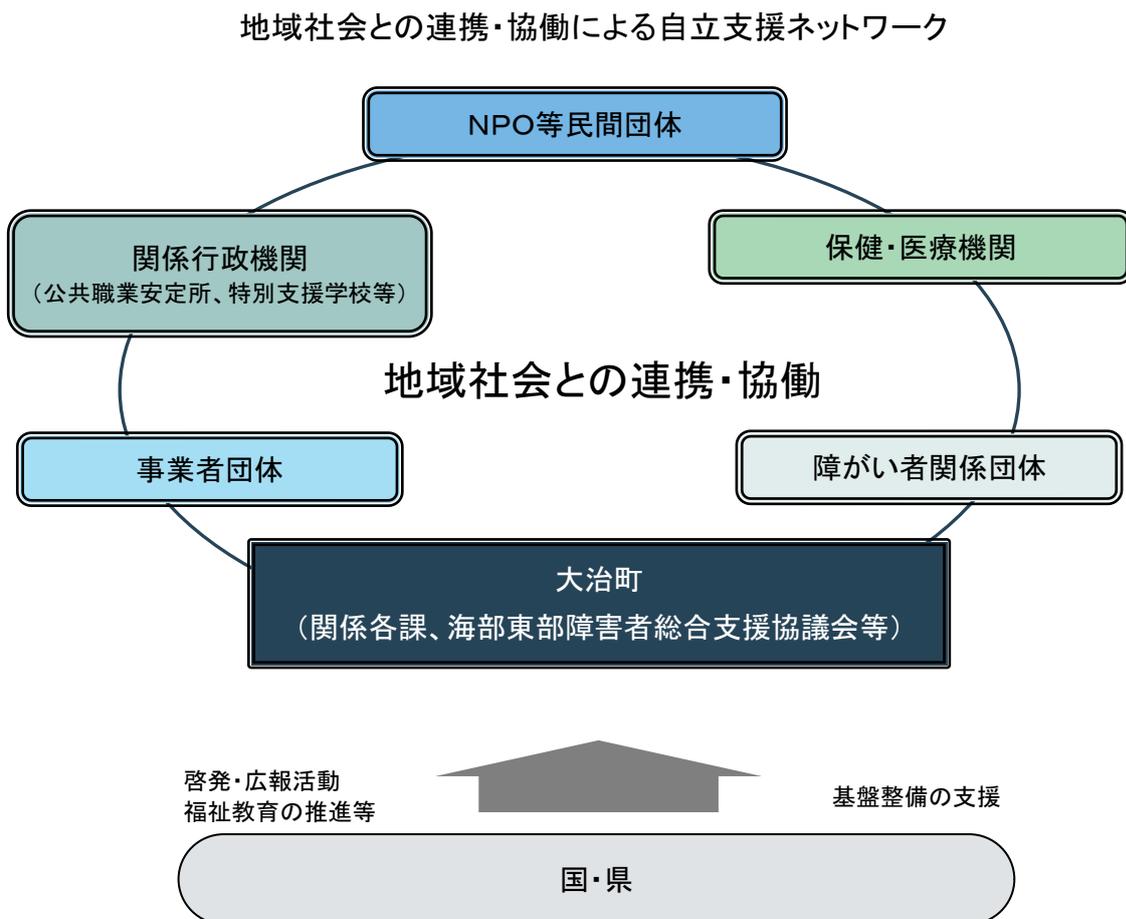
第 6 章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援など、計画を実行性あるものとするため、行政、当事者団体、社会福祉法人、事業者、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体等の民間団体などの関係機関との連携をより一層図り、施策を展開していきます。

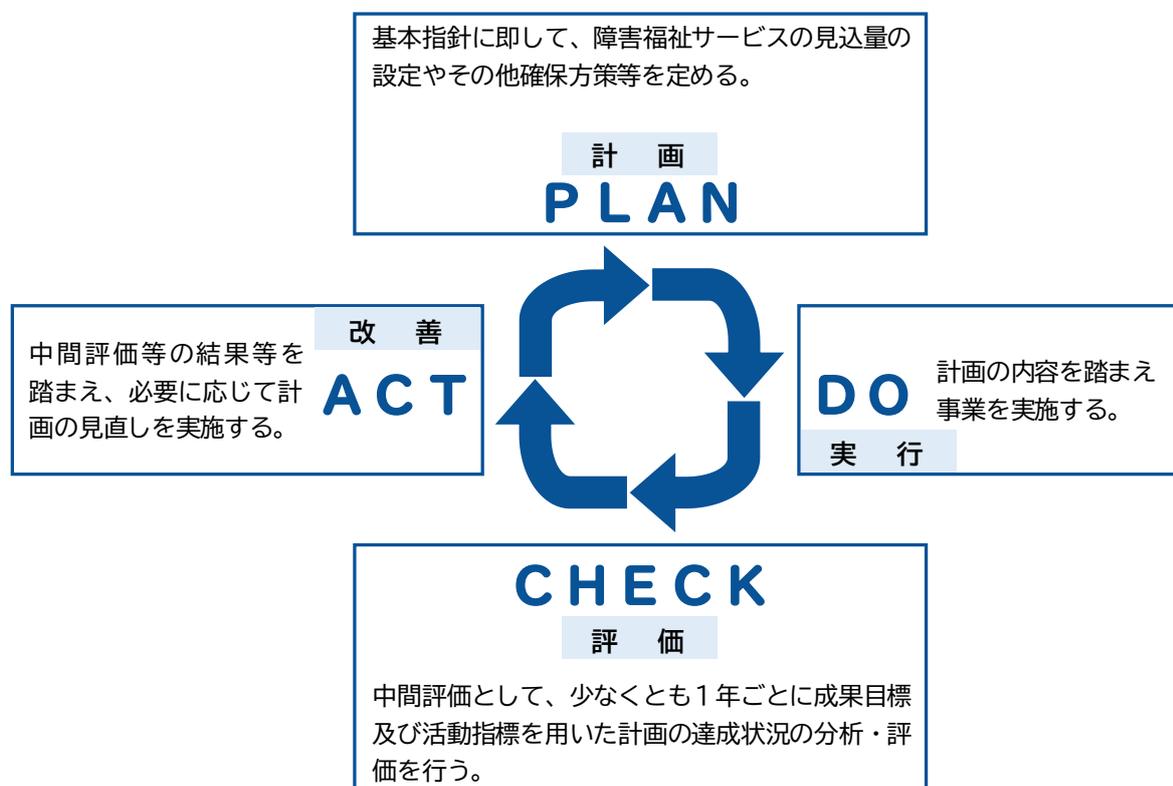


2 計画の進行管理

本町においては、PDCAサイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、本計画に掲げた障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制等について調査分析を行い、その結果を海部東部障害者総合支援協議会に報告し、意見聴取をするものとします。

また必要に応じて、計画の見直しを行いながら、より効果の高い取り組みへとつなげます。

計画 (Plan)	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定(目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	大治町による調査・分析 海部東部障害者総合支援協議会への報告
改善 (Act)	海部東部障害者総合支援協議会からの意見等に基づき、 計画の目標、活動等の見直しの実施



資料編

資料編

1 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画の策定に関し、障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定に関する事項
- (2) その他障害福祉に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会には、次に掲げる者をもって組織し、委員は、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 福祉教育関係職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ、有識者あるいは関係者から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部民生課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

2 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会委員名簿

	区 分	職 名 等	氏 名	備 考
1	保健医療関係者	医師	中原 秀也	副委員長
2		歯科医師	白 瀧 一 弥	
3	福祉関係者	民生委員児童委員協議会会長	安 井 宏	
4		知的障害者相談員	下 方 眞 理	
5		障害児（者）を持つ親の会会長	浅 野 美 幸	
6		社会福祉協議会事務局長	伊 藤 国 男	
7		児童厚生員 (発達障害支援指導者)	中村 澄美子	
8	学識経験者	障害者福祉協会会長 (身体障害者相談員)	西 尾 正 治	委員長
9	福祉教育関係職員	福祉部長	安 井 慎 一	
10		子育て支援課	森 川 洋 一	
11		保健センター	塚 本 康 代	
12		学校教育課	渡 辺 淳	
13		障害者相談支援事業所	粟 生 陽 子	

3 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年9月10日 ～9月25日	障害者団体・事業所アンケート
令和2年10月12日	第1回 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 ・第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画について ・第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画の骨子(案)について ・アンケート調査について
令和2年12月21日	第2回 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 ・第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画(素案)について
令和2年12月28日 ～令和3年1月27日	パブリックコメントの実施
令和3年2月22日	第3回 大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画(案)について

4 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。掲載ページについては、本計画に最初に用語が掲載されているページ番号です。

あ行

海部東部障害者総合支援協議会（P30）

地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における障がい福祉の課題を整理しながら、障がい福祉基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、大治町及びあま市において定期的に協議する場。

一般就労（P31）

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

医療的ケア児（P33）

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為が必要な子ども。

NPO（P59）

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

か行

基幹相談支援センター（P54）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

基本指針（P3）

厚生労働大臣が障害者総合支援法第 87 条及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

コーディネーター（P38）

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役割をもつ人。

さ行

児童発達支援センター（P28）

通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

児童福祉法（P2）

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。1947（昭和22）年成立。

社会的障壁（P53）

障がいがある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者就業・生活支援センター（P47）

障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

障害者自立支援法（P1）

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行ったもの。2013（平成25）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正された。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（P1）

障害者自立支援法に代わって、2012（平成24）年6月に公布、2013（平成25）年4月から新たに施行された法律。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

自立支援医療（P43）

心身の障がいに伴う症状を治療するためにかかる医療費の自己負担額を軽減する公的な制度のこと。

身体障害者手帳（P6）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付される手帳。障がいの種類は、視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・じん臓又は呼吸器の機能の障がい、ぼうこう又は直腸の機能の障がい、小腸の機能の障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓の機能の障がい、いずれも、一定以上で継続することが要件とされている。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

精神障害者保健福祉手帳（P9）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認定された方に交付される手帳。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。なんらかの精神疾患のために、長期にわたり日常生活や社会生活において制約がある方を対象とする。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度（P25）

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

た行

地域包括ケアシステム（地域包括ケア）（P1）

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

な行

難病（P10）

原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっている。ベーチェット病、多発性硬化症等が指定されている。

は行

発達障がい（P18）

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

パブリックコメント（P64）

行政が法令や政策を決めていく過程で民意を反映させる仕組み。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファクス、メールで意見を募る。1999（平成11）年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。

PDCAサイクル（P60）

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

補装具（P43）

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものなど。義肢、装具、車いすなど。

や行

要約筆記（P53）

聴覚に障がいがある方のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

ら行

ライフステージ（P25）

人生の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

療育（P12）

障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

療育手帳（P8）

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に交付される手帳。一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とする。

第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

発行：大治町 福祉部 民生課

〒490-1192

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1

TEL：052-444-2711（代表）

FAX：052-443-4468



マスコットキャラクター
はるちゃん